

富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版

計画の概要

【目的】

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため策定し、概ね5年ごとに改定するとされています。

【計画の位置づけ】

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、富士見市ごみ処理基本計画と富士見市生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第6次基本構想第2期基本計画や富士見市環境基本計画、国・県の計画等と整合を図り策定しました。

【計画の期間】

本計画（令和3年度から令和12年度までの10年間）の後期計画として、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、再生利用などの資源循環を行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが極めて重要です。そこで次のとおり基本理念を設定し、目標達成に向け3つの基本施策に取り組んでいきます。

【基本理念】

「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」

【基本施策】

- (1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発
- (2) 4Rの推進
- (3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進



<家庭系ごみの目標>

令和6年度では家庭ごみの約72%が可燃ごみで、そのうち約88%が紙・布類、プラスチック及び厨芥類であることから、更なる紙・布類、プラスチックの再資源化や生ごみ水切りの推進などによりごみの減量化を促すほか、リフューズ・リデュース及び食品ロス削減の取組を推進することで令和12年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を前期計画の目標と同じ510gとしました。

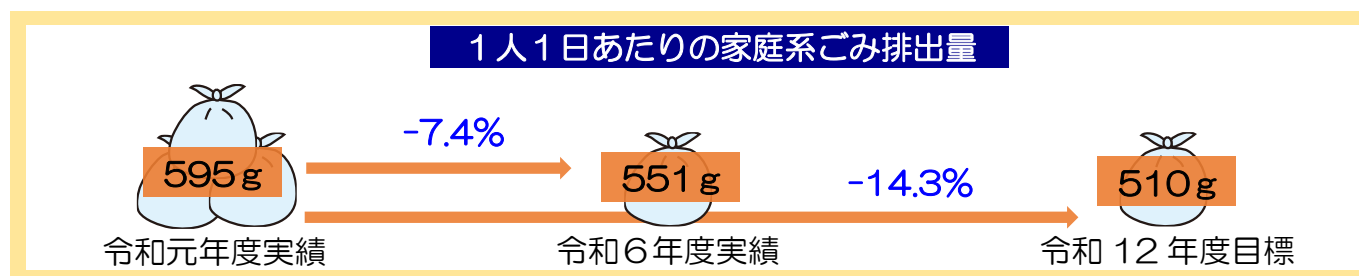
項目	令和元年度実績	令和6年度実績	令和12年度目標
人口(人)	111,674	113,387	114,719 ^{※1}
家庭系ごみ排出量(t)	24,325	22,784	21,355 予測値 ^{※2} 21,431
増減率(%) ^{※3}	—	-6.3	-12.2
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g) (集団資源回収量を含む) ^{※4}	595	551	510
増減率(%)	—	-7.4	-14.3

※1 第2編第3章将来予測1. 人口の将来予測に基づく予測値です。

※2 第2編第3章将来予測(1) 家庭系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※3 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数



<事業系ごみの目標>

事業系ごみ排出量は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を契機に一時的に減少しましたが、5類感染症移行などにより活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあることから、事業者に対するごみ減量への意識啓発として、食品ロス削減の取組や多量排出事業者の実態調査などにより事業系ごみ排出量削減を推進します。その上で令和12年度目標は前期計画の目標と同じ5,106tとしました。

項目	令和元年度実績	令和6年度実績	令和12年度目標
事業系ごみ排出量(t)	5,314	5,317	5,106 予測値 ^{※1} 5,490
増減率(%) ^{※2}	—	+0.1	-3.9

※1 第2編第3章将来予測(2) 事業系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。



<最終処分量の目標>

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画で、平成 12 年度比で令和 12 年までに最終処分量を約 80%削減することを目標としていることから、本市においても国の方針に準拠し平成 12 年度比で 80%削減の 644 t とします。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和 12 年度 目標
最終処分量 (t)	1,078	1,026	644 予測値※ ¹ 788
増減率 (%) ※ ²	—	-4.8	-40.3

※1 第2編第3章将来予測(4)最終処分量の将来予測で算定した予測値です。

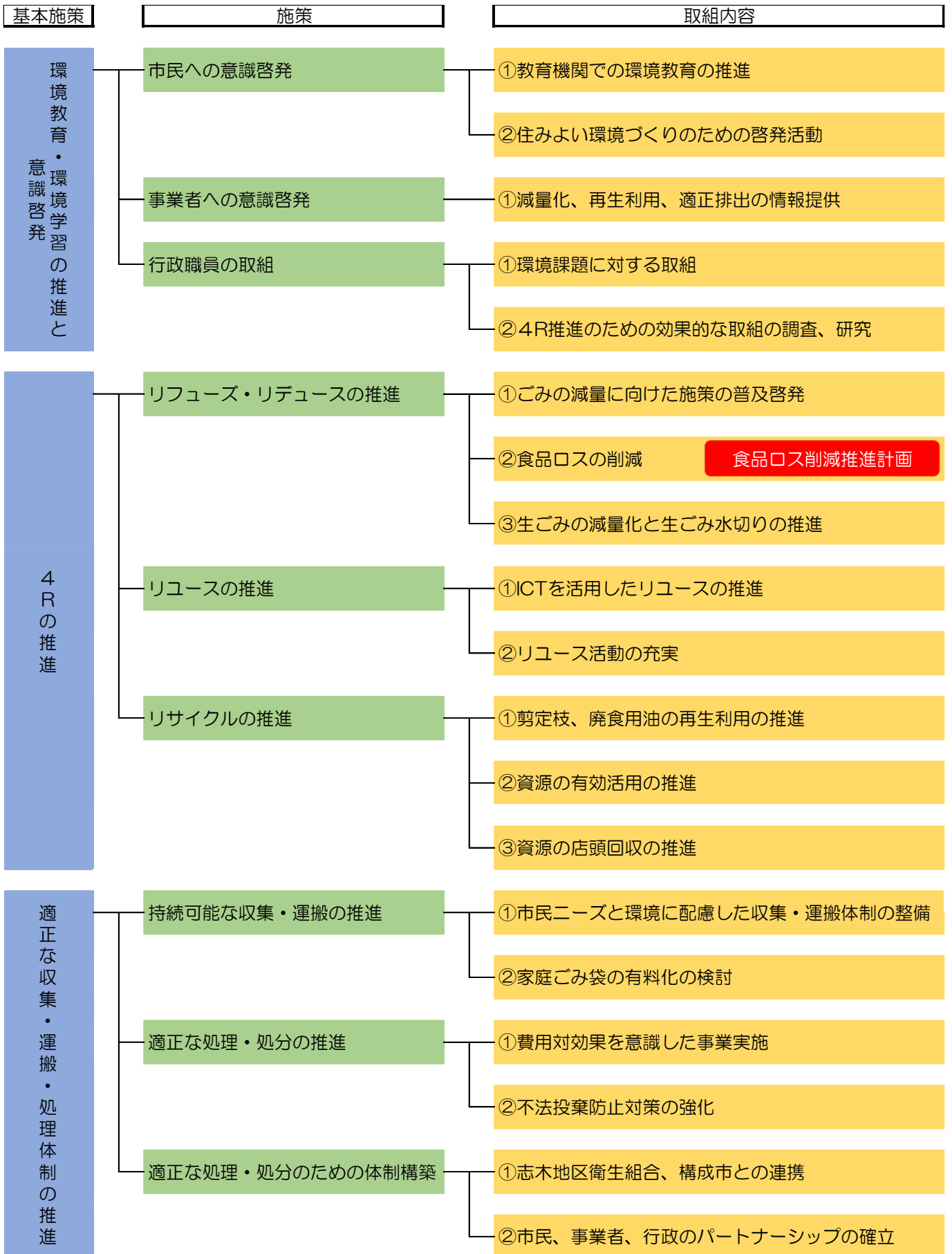
※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。



<各主体の役割>

市民の役割	<p>市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、環境にやさしいライフスタイルへの見直しを行い、発生回避・発生抑制・再利用・再資源化の4Rを推進するにあたって、自主的な取組を行っていく必要があります。また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。</p>
事業者の役割	<p>事業者は、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再利用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートを整備や資源化を進めることが必要です。</p> <p>事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。</p>
行政の役割	<p>行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。</p> <p>4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。</p> <p>また、自らも事業者として地域の環境保全と公衆衛生の向上を図る立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。</p>

<施策の体系>



<目標達成に向けた取組>

基本施策	施策	取組内容	課題	主な取組
環境教育・環境学習の推進と意識啓発	市民への意識啓発	教育機関での環境教育の推進	①まちづくり講座の再開、包括連携協定を活かした環境教育の検討、環境問題への関心を持たせる環境教育を継続実施 ②更なるごみ分別アプリの周知 ③まちづくり講座の充実 ④職員一人ひとりが環境に配慮した行動の取組	①学校を中心とした環境学習の充実、教育教材の提供 ②外国人への多言語対応であるごみ分別アプリの周知 ③「災害廃棄物の出し方」「集団資源回収のやり方」などまちづくり講座のメニューの追加 ④ごみ減量化の職員研修の継続実施
		住みよい環境づくりのための啓発活動		
	事業者への意識啓発	減量化、再生利用、適正排出の情報提供		
		行政職員の取組		
4Rの推進	リデュース・リデュースの推進	ごみの減量に向けた施策の普及啓発	①ごみの減量化、ごみの発生抑制 ②フードドライブの更なる周知、食品ロス削減事業者との連携 ③調理の際の過食部分の過剰除去、調理しづらい可食部の廃棄の減量 ④家庭生ごみの減量化 ⑤リユース活動の充実によるごみの減量 ⑥剪定枝や廃食用油の資源化 ⑦店頭回収利用によるリサイクルの促進	①富士見ふるさと祭りでのごみ減量化の啓発継続実施 ②10月の「食品ロス削減月間」「食品ロス削減の日」に合わせた食品ロス削減の周知 ③廃棄される可食部のレシピの紹介 ④生ごみ水切り街頭キャンペーンの継続実施、家庭生ごみのバイオガス化 ⑤各種イベントのフリーマーケットなどリユースの取組支援 ⑥剪定枝の再利用の検討 ⑦ホームページによる店頭回収の情報提供
		食品ロスの削減		
		生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進		
	リユースの推進	ICTを活用したリユースの推進		
		リユース活動の充実		
	リサイクルの推進	剪定枝、廃食用油の再生利用の研究		
		資源の有効活用の推進		
資源の店頭回収の推進				
適正な収集・運搬・処理体制の推進	持続可能な収集・運搬の推進	市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備	①ふれあい収集の持続可能なサービス提供 ②高齢者等に配慮したごみかごの軽量化 ③カラスなどによるごみの散乱被害 ④ごみ処理経費の公平負担、排出抑制 ⑤リチウム蓄電池の効率的な収集運搬、処分 ⑥不法投棄対策の強化 ⑦大規模な自然災害発生時の災害廃棄物の迅速な処理、対応	①ふれあい収集の高齢者の所管との検討 ②ピンかごの軽量化 ③カラスによるごみの散乱被害の防止対策 ④家庭ごみ有料化の検討 ⑤志木地区衛生組合とリチウム蓄電池の適正な回収・処分の協議 ⑥不法投棄パトロール、不法投棄通報管理システムの周知 ⑦地域との連携による災害廃棄物処理体制の充実
		家庭ごみの有料化の検討		
	適正な処理・処分の推進	費用対効果を意識した事業実施		
		不法投棄防止対策の強化		
適正な処理・処分のための体制構築	志木地区衛生組合、構成市との連携			
	市民、事業者、行政のパートナーシップの確立			

※具体的な取組内容などは「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版」で確認ができます。



右記の二次元コードからもアクセス可能です。

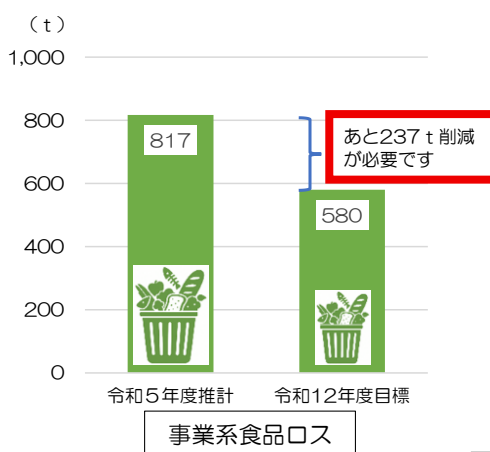
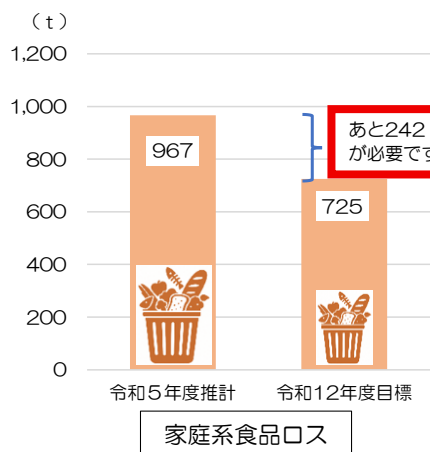


<食品ロス削減推進計画>

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスに分類されます。

<現状と削減目標>

家庭系食品ロス	平成12年度	令和5年度	令和12年度目標
国(50%減)	433万t	233万t	216万t
県(50%減)	19.1万t	13.3万t	9.5万t
市(60%減)	1,813t	967t	725t
事業系食品ロス	平成12年度	令和5年度	令和12年度目標
国(60%減)	547万t	231万t	219万t
県(50%減)	21.4万t	13.4万t	10.7万t
市(60%減)	1,450t	817t	580t



<各主体の役割>

市民の役割

- ① 買物の際
 - ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
 - ・欠品を許容する意識を持つ。
- ② 食品の保存の際
 - ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
 - ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
 - ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
 - ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、シェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄付したりするよう努める。
- ③ 調理の際
 - ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家庭にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
 - ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
- ④ 外食の際
 - ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきるようにする。宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)運動」等を実践する。
 - ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

<各主体の役割>

事業者の役割	<p>サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。</p> <p>なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄付やりサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国または地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。</p>	
	業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
	製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の抑制
	卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
	外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)
(出典：環境省 食品ロスポータルサイト)		

行政の役割	<p>市民、事業者がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進します。</p>
-------	---

生活排水処理基本計画

【生活排水処理の基本方針と目標】

<基本方針>

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率の向上を図ります。

<目標>

「基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

【生活排水処理の施策】

<計画的整備と適切な維持管理>

・公共下水道の整備

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。

また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促進するとともに、下水道施設の老朽化対策や雨天時侵入水対策などを進めます。

・合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

＜収集・運搬計画＞

・収集・運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集・運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

・収集区域の範囲

収集区域は本市全域とします。

＜処理計画＞

・処理の目標

公共下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化センターで適正に処理していきます。

・施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

・最終処分

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは、入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立てされます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。



富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版 -概要版-
令和8年4月

富士見市 経済環境部 環境課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

電話：049-252-7100 FAX：049-253-2700